

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業の継続  
を求める意見書

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違ったさまざまな教育課題を抱えている。

福島県の双葉地区では、いまだに再開できない小中学校が6校ある。

また、臨時的に再開している学校の多くでは実験・実習設備や運動施設がないものもあり、教育設備及び教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

多くの子どもたちが現在も県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。いまだにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後必要とする子どもが多くおり、特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し、学んでいる。さらに、スクールバスや保護者の送迎により通学する子どもも多い。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成23年度の国の第一次補正予算で創設され、第三次補正予算で平成24年度から26年度までの3カ年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及びスクールバスの諸経費を含む通学費等の補助が行われてきており、高校生に対しては、奨学金として給付が行われている。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもたちの就学支援は極めて重要であり、それらの支援が維持・継続されるようにする必要がある。

よって、政府においては、以上の現状を踏まえ、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施することとし、必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月19日

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	下村博文様
復興大臣	竹下亘様

いわき市議会議長 根本 茂